

令和3年度会津若松市住宅用太陽光発電システム等設置補助金 交付申請書類作成の手引き

補助金交付申請にあたっての注意事項

- 補助金交付申請書及び添付書類等の名義はすべて同一であること。
- 押印が必要な書類には、すべて同一の印鑑（申請者本人のもの）を押印してください。また、交付決定後に提出いただく補助金交付請求書にも同じ印鑑を使用してください。
なお、補助金交付申請書、手続代行届、住宅等所有者の承諾書、納税証明書不添付理由書及び交付決定後に提出いただく補助金請求書については、提出時に申請者の身分証（顔写真付きのもの）及び代理権の確認ができる書類を提示いただければ、押印は不要です。
- 印鑑は認印でも可としますが、シャチハタは不可です。
- 申請書類は環境生活課に必ず持参してください（郵送での受付不可）。
- 申請書類は消えないペンで記入し、修正ペン・修正テープは使用しないでください。
- 申請書類に不備・不足がある場合、書類の受付はできません。
- 公的書類（住民票、市税納税証明書、登記簿謄本）の有効期限は、発行から3ヶ月以内とします。
- 下記の交付申請書類のうち、○印の書類は申請者全員提出、●印の書類は該当者のみの提出となります。
- 交付申請書類等の作成にあたり、ご不明な点等がありましたら、環境生活課（0242-39-1221（直通））までお問い合わせください。

○補助金交付申請書（第1号様式）

【日付】

- 日付は、受付時に記入していただきますので、空欄のままとしてください。

【申請者の住所】

- 申請者の住所は、住民票のとおり記入してください。

【設置住所】

- 設置住所は、「電力受給契約確認書」に記載された「受給地点」のとおり記入してください。

<p>【住所が異なる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>申請者の住所</u>、<u>住民票記載の住所</u>、<u>設置住所</u>は同一であること。 <input type="checkbox"/> 上記のうち、異なるものがある場合は、交付要綱第5条第1項第14号に基づき、これらが同一であることを証明する書類の提出が必要となります。
<p>【申請者と設置住宅等の所有者が異なる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>申請者と設置住宅等の所有者が異なる場合は</u>、住宅等の所有者の「承諾書」の提出が必要となります。 <input type="checkbox"/> 「承諾書」の参考様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。
<p>【設置住宅等に共有者がいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 設置住宅等に共有者がいる場合は、<u>設置住宅等の共有者名</u>および<u>続柄</u>を記入するとともに、住宅等の所有者の「承諾書」の提出が必要となります。なお、共有者については、登記簿謄本の写しにより確認します。 <input type="checkbox"/> 「承諾書」の参考様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。
<p>【入居日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>入居日</u>は、住民票の異動年月日を記入してください。
<p>【太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値、補助金の申請金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値</u>及び<u>補助金の申請金額</u>は、受付時に記入していただきますので、空欄のままとしてください。
<p>【電力受給開始日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>電力受給開始日</u>は、「電力受給契約確認書」に記載された「電力受給開始日」のとおり記入してください。
<p>【工事着工年月日、工事完了（引渡し）年月日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>工事着工年月日</u>、<u>工事完了（引渡し）年月日</u>は、工事請負契約書又は売買契約書に記載されている日付を記入してください。なお、これらは、4月1日以前の日付でもかまいません。
<p>【工事施工会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>工事施工会社</u>は、工事請負契約書又は売買契約書の事業者について記入してください。
<p>【設備の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>設備の種類</u>は、該当するものに○印をつけてください。
<p>【メーカー名、型番・型式等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>メーカー名</u>、<u>型番・型式等</u>は、住宅用蓄電池システム等の出荷証明書又は保証書のとおり記入してください。 <input type="checkbox"/> （住宅用蓄電池システム）国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されていることが条件です。

- (電気自動車用充電設備) 国の補助事業の補助対象設備にV2H充放電設備として、一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されていることが条件です。

【領収書の領収日】

- 領収書の領収日は、交付要綱第5条第1項第5号、又は、同第12号に基づき提出する領収書(写し)の領収日のとおり記入してください。

【補助金交付の有無】

- これまでに本補助金の交付を受けたことがある場合には、交付年度と交付対象となった太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を記入してください。

○添付書類(1)

収入印紙が貼り付けられた工事請負契約書の写しまたは売買契約書の写し

- 収入印紙が貼りつけられているものの写しを提出してください。
- 契約者と申請者が同一であること。
- 工事請負契約書等に記載された設置場所が他の書類に記載された設置場所・住所等が同一であること。
- 上記のうち、異なるものがある場合は、交付要綱第5条第1項第14号に基づき、これらが同一であることを証明する書類の提出が必要となります。

○添付書類(2)

申請者本人の住民票(発行日が申請日より3月以内のもの。)

- 市民課窓口などで手続きいただき、原本を提出してください。
- 有効期限は、発行日が申請日より3ヶ月以内のものとなります。
- 住民票記載の住所が他の書類に記載された設置場所・住所等と同一であること。
- 上記のうち、異なるものがある場合は、交付要綱第5条第1項第14号に基づき、これらが同一であることを証明する書類の提出が必要となります。

○添付書類(3)

対象システムの設置状態を示す写真及び対象システムが設置された住宅等全体の写真(住宅用蓄電池システム等にあつては、メーカー名、型番、製造番号等が確認できるもの。)

- 下記について、各1枚以上を提出してください。
- ① すべての太陽電池パネルの設置状況の写真
 - ② 住宅用蓄電池システムまたは電気自動車用充電設備の設置状況の写真

- ③ 住宅用蓄電池システムまたは電気自動車用充電設備のメーカー名、型番、製造番号が分かる写真
- ④ 上記が設置された住宅等全体の写真

- 増設の場合は、増設した太陽電池パネルの位置が分かる写真を提出してください。

○添付書類（４）

住宅の所在を示す地図及び設置場所の付近見取り図

- 印で囲むなどして、住宅の所在地や設置場所が分かる地図を提出してください。

○添付書類（５）

対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し（申請者個人が、補助対象経費を支払っていることが確認でき、経費の対象となる項目が分かるもの。）

- 申請者宛の領収書であり、領収書の但し書きに、工事名等の記載があることが必要です。
- 補助対象経費を支払っていることを確認するため、支払金額の「内訳書」も提出してください。
- 「内訳書」を新たに作成する場合、任意の様式でもかまいませんが、領収書の額面と一致するように作成してください。なお、参考の様式は、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

○添付書類（６）

電力会社からの「電力受給契約確認書」の写し

- 契約名義が申請者と同じであること。
- 「電力受給契約確認書」の受給地点が他の書類に記載された設置場所・住所等と同一であること。
- 上記のうち、異なるものがある場合は、交付要綱第５条第１項第１４号に基づき、これらが同一であることを証明する書類の提出が必要となります。
- 「電力受給契約確認書」に記載された「電力受給開始日」が、補助金を申請する年度の４月１日から３月３１日のものであることが条件です。
- 増設の場合は、契約一部変更日が上記期間内であることが条件です。

○添付書類（7）

対象システムの公称最大出力の合計値が確認できる書類の写し

- メーカー発行の「出力対比表」、又は、電力会社へ提出した「単線結線図」の写しを提出してください。
- 上記書類の提出が困難な場合は、事前に環境生活課までお問い合わせください。

●添付書類（8）

住宅等の所有者の承諾書（申請者と対象システムが設置された住宅等の使用者が所有者と異なる場合又は共有の場合に限る。）

- 住宅等の所有者や共有者については、登記簿謄本の写しにより確認します。
- 下記のいずれかに該当する場合、提出が必要となります。
 - ① 申請者と対象システムを設置した住宅等の所有者が異なる場合
 - ② 申請者が対象システムを設置した住宅等を他の者と共有している場合
- 所有者又は共有者が複数人存在している場合、全員の承諾を得た「承諾書」の提出が必要となります。
- 「承諾書」の参考様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。
- 「承諾書」の日付は、申請日以前のものであることが必要です（ただし、申請日より3ヶ月以内であること）。

○添付書類（9）

申請する年度を含む過去3年分の市税の納税証明書（申請者本人のもの（共有分を含む。）であり、発行日が申請日より3月以内のもの。）

- 市民課窓口などで手続きいただき、原本を提出してください。
- 有効期限は、発行日が申請日より3ヶ月以内のものとなります。
- 申請者が他の者と共有している固定資産がある場合、共有分の納税証明書の提出も必要です。
- 申請日時点で市税を完納していることが条件です（申請日時点で納期末到来分は除く）。
- 市税の未納がある場合には、申請書の受付はできません。
- 最近、会津若松市に編入したなどの理由により、過去3年分の市税の納税証明書の提出ができない場合、「納税証明書不添付理由書」の提出が必要となります。
- 「納税証明書不添付理由書」の様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。

○添付書類（10）

対象システムが設置された住宅等の登記簿謄本の写し（発行日が申請日より3月以内のもの。）

- 法務局などで手続きいただき、建物・土地の登記簿謄本（全部事項証明書）の写しを提出してください。
- 有効期限は、発行日が申請日より3ヶ月以内のものとなります。
- インターネット閲覧サービスで取得したものではないこと。

【建物の登記簿謄本の写し】

- 「電力受給契約確認書」に記載された「受給地点」の地番が、建物の登記簿謄本に記載された「所在」に含まれていること。

【土地の登記簿謄本の写し】

- 「電力受給契約確認書」に記載された「受給地点」の地番が、土地の登記簿謄本に記載された「所在」及び「④地番」に含まれていること。
- 「受給地点」が複数地点である場合には、該当するすべての土地の登記簿謄本の写しを提出すること。
- 住居表示実施地区などにより、登記簿謄本の地番と他の書類に記載された設置場所・住所等が異なる場合には、交付要綱第5条第1項第14号に基づき、これらが同一であることを証明する書類の提出が必要となります。

●添付書類（11）

住宅用蓄電池システム等の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し（第1号に掲げる書類と同一のものである場合には、不要とする。）

- 住宅用太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約等とは別個に、住宅用蓄電池システム又は電気自動車用充電設備を設置する工事請負契約等を締結した場合に提出が必要となります。
- 収入印紙が貼りつけられているものの写しを提出してください。
- 契約者と申請者が同一であること。
- 工事請負契約書等に記載された設置場所が他の書類に記載された設置場所・住所等が同一であること。
- 上記のうち、異なるものがある場合は、交付要綱第5条第1項第14号に基づき、これらが同一であることを証明する書類の提出が必要となります。

●添付書類（12）

住宅用蓄電池システム等の設置に係る領収書及び内訳書の写し（第5号に掲げる書類と同一のものである場合には、不要とする。）

- 住宅用太陽光発電システムの設置に係る支払とは別個に、住宅用蓄電池システム又は電気自動車用充給電設備の設置に係る支払を行ったことなどにより、領収書が別となる場合に提出が必要となります。
- 申請者宛の領収書であり、領収書の但し書きに、工事名等の記載があることが必要です。
- 補助対象経費を支払っていることを確認するため、支払金額の「内訳書」も提出してください。
- 「内訳書」を新たに作成する場合、任意の様式でもかまいませんが、領収書の額面と一致するように作成してください。なお、参考の様式は、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

○添付書類（13）

住宅用蓄電池システム等の出荷証明書又は保証書の写し（メーカー名、型番、製造番号等が確認できるもの。）

- メーカーが発行したメーカー名、型番・型式等が確認できる書類を提出してください。

【住宅用蓄電池システムの場合】

- 国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されていることが条件です。

【電気自動車用充給電設備の場合】

- 国の補助事業の補助対象設備にV2H充放電設備として、一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されていることが条件です。

●添付書類（14）

前各号に掲げる書類に、所在地の表記が異なるものが含まれる場合にあっては、その同一を確認できる書類

- 対象システムを住居表示実施区域内に設置した場合、所在地の同一を確認できる書類（下記）の提出が必要となる場合があります。
 - ・ 住居番号付番通知書（住居番号付番届を提出すると交付されます）
 - ・ 住居番号付番証明書（市民課窓口で交付）

●補助金交付申請等手続代行届（第5号様式）

- 申請者が第三者（施工業者等）に交付申請等の手続を代行させる場合、補助金交付申請書（第1号様式）と併せ提出してください。
- 手続代行届が提出された場合、環境生活課からの諸連絡は担当者欄に記載された方に行います（ただし、交付決定通知は申請者に対してのみ送付）。

【日付】

- 日付は、受付時に記入していただきますので、空欄のままとしてください。

【申請者の住所】

- 申請者の住所は、住民票のとおりに入力してください（交付申請書と同じ）。

【所在地、会社名、代表者名】

- 手続代行を行う事業者等の本社所在地、会社名、代表者名を入力してください。

【事務担当】

- 実際に手続を代行する方が所属する営業所等の名称、所在地、手続を代行する担当者名、連絡先（電話）、連絡先（メール）を入力してください。

【手続代行者印】

- 手続代行者印の法人印は、実印（丸印）、認印（角印）どちらでもかまいません。

○債権者登録申請書

- 補助金を交付する口座を登録していただきますので、記入例に従い、必要事項を入力してください。
- 必ず申請者名義の口座を登録してください。
- 口座番号を確認するため、通帳の写し（支店名、口座番号が分かるもの）も併せ提出してください。

○納税証明書不添付理由書

- 最近、会津若松市に転入したなどの理由により、過去3年分の市税の納税証明書の提出ができない場合、「納税証明書不添付理由書」の提出が必要となります。
- 「納税証明書不添付理由書」の様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。